

開発事業等に係る埋蔵文化財の取り扱い

開発を予定している事業者の方々へ

大和市役所 健康・スポーツ部 文化振興課 市史・文化財係 2025/7/1

1. 埋蔵文化財とは

埋蔵文化財は、通常『遺跡』『遺物』と呼ばれ、「土地に埋蔵されている文化財」(文化財保護法第92条第1項)のことをいいます。『遺跡』とは、私たちの遠い祖先が生活していた住居や墳墓・貝塚・城等の遺構であり、『遺物』からは、土器や石器・金属製品等の『遺物』が発見されます。埋蔵文化財は「貴重な国民的財産」であり「公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない」(文化財保護法第4条第2項)と定められています。このような埋蔵文化財が埋まっている土地のことを埋蔵文化財包蔵地といい、大和市内に158か所(令和7年4月1日現在)確認されています。

2. 埋蔵文化財の確認(事前相談・照会)

埋蔵文化財包蔵地の位置および範囲は、神奈川県が作成した「大和市遺跡分布地図」(以下、「遺跡地図」)で確認できます。遺跡地図は、市役所2階文化振興課市史・文化財係の窓口で閲覧できるほか、大和市の「地図情報サービス 行政情報 埋蔵文化財マップ」(以下、「地図サービス」)でも確認することができます。開発等で土木工事や建築工事を計画された段階で、できるだけ早い時期に確認してください。



 大和市埋蔵文化財マップ

確認後は、下記を参考に手続きや市との協議を行ってください。

(1) 開発予定地が埋蔵文化財包蔵地外にある→届出不要

開発予定地が埋蔵文化財包蔵地外にあり、埋蔵文化財が発見される見込みが少ない場合は、文化財保護法に基づく届出等は必要ありません。ただし、工事中に何らかの埋蔵文化財が発見された場合には、現状を変更することなく遅滞なく発見の届出をする必要があります(文化財保護法第96条第1項)。この場合、できるだけ早めに当課に連絡してください。

(2) 開発予定地が埋蔵文化財包蔵地に隣接している→届出不要、試掘調査について要相談

開発予定地が埋蔵文化財包蔵地内ではないものの隣接している場合、事前の届出は必要ありませんが、近隣の調査事例等から埋蔵文化財の発見される可能性が高い場合もあります。工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、(1)と同様に届出なければなりませんので、結果的に工事を中断しなければならなくなり、工事に多大な影響が生じることもあります。隣接地に該当する場合には、試掘調査の可否について事前に担当課に確認・相談してください。

(3) 開発予定地が埋蔵文化財包蔵地内に該当する→届出必須(着工の60日前までに)

開発予定地が全部、または一部でも包蔵地内に該当し、包蔵地内を開発する場合には、文化財保護法第93条により、土木工事等のための発掘に関する届出(以下、「93条の届出」)を工事開始60日前までに届出てください。

届出内容について、埋蔵文化財に与える影響度を市で検討し、市の意見を付して県に送付します。([4.]を参照)。

(ア) 開発計画が埋蔵文化財に影響を与える可能性が低いと判断する例

- ①盛土(3m未満)をおこなうため元の地面を掘削することが無い場合
- ②掘削する場合でも掘削深度が浅い場合(影響がある掘削深度は包蔵地ごとに異なる)
- ③同一地点において過去に発掘調査がおこなわれている場合
- ④その他

(イ) 開発計画が埋蔵文化財に影響を与える可能性が高いと判断する例

- ①3m以上の盛土をおこなう場合(土圧による影響)
- ②掘削深度が深い場合(影響がある掘削深度は包蔵地ごとに異なる)
- ③道路(公道)を敷設する場合(開発道路を後日公道に移管する場合を含む)
- ④その他

埋蔵文化財に影響を与える可能性が高いと判断される場合、部分的な発掘調査(試掘調査・確認調査)を実施し、開発予定地における埋蔵文化財の状況を確認します。この試掘調査(確認調査)は当課が実施しますが、試掘調査の結果、遺跡が発見された場合には、本発掘調査を実施していただく場合があります([3. (2)-(イ)]を参照)。

3. 試掘調査(確認調査)

試掘調査の日数や調査方法は包蔵地・開発計画ごとに異なりますので、当課と充分協議してください。また、既存の建物等を解体した後でなければ試掘調査は実施できませんので、調査期間・調査方法・調査対象等を充分協議してください([4.]を参照)。

試掘調査の結果、次の2つのケースが考えられます。

(1)埋蔵文化財が発見されない

住居や倉庫・墓等の遺構や、土器・石器等の遺物が発見されない場合が該当します。

2. (3)で提出された「93条の届出」に、試掘調査結果を付して市から神奈川県教育委員会へ送付します。

その後、県教育委員会から示される埋蔵文化財の取扱いについての指示により、「工事立会」、または「慎重工事」どちらかの対応となります([4.]を参照)。

(2)埋蔵文化財が発見された

住居や倉庫・墓等の遺構や土器や石器等の遺物が発見された場合が該当します。

その場合、次の2つの対応が考えられます。

(ア)埋蔵文化財に影響がないように開発計画を変更する

できるだけ埋蔵文化財に影響を与えないように開発計画を変更できるかどうか協議します。

①開発予定地を包蔵地外に変更する、②埋蔵文化財に影響がない開発計画に変更する(緑地保存等に取り込む、盛土(3m未満)をする、掘削深度を浅くする)などが考えられます。

①の開発予定地を埋蔵文化財包蔵地外に変更できる場合には、埋蔵文化財包蔵地外の対応となりますので文化財保護法上の手続きは必要なくなります(届出不要となります)。

②の埋蔵文化財に影響がない開発計画に変更できた場合(緑地保存等に取り込む、盛土(3m未満)には、「93条の届出」を届出後、県教育委員会から「慎重工事」、または「工事立会」を指示されることとなります([4.]を参照)。

(イ)当初の開発計画通りに事業を進める(本発掘調査)

開発計画の変更は不可能、または変更して埋蔵文化財に対する影響を減少はできてもなくすことができない場合が該当します。

2-(3)で提出された「93条の届出」に、試掘調査結果を付して市から神奈川県教育委員会へ届出ます。その後、県教育委員会から「本発掘調査」の指示が出されますので、本発掘調査を実施していただくこととなります([4.]を参照)。

本発掘調査は、面積や工事内容・埋蔵文化財包蔵地の内容等により、調査方法・調査期間が異なります。日程にできるだけ余裕を持ち協議を進めていくようにしてください。

4. 土木工事等のための発掘に関する届出(「93条の届出」)

埋蔵文化財包蔵地内を開発する場合、「93条の届出」を工事開始60日前までに届出てください。所定の様式に工事の概要を記した図面(案内図・配置図・平面図・断面図・造成図・浄化槽埋設工事図等)を添付してください。届出は2部必要です。なお、工事開始60日前までという届出期限が過ぎてしまった場合でも、できるだけ早めに届け出てください。

届出後、県教育委員会から①慎重工事、②工事立会、③本発掘調査のうち、いずれかの指示が出されます。

①慎重工事

埋蔵文化財包蔵地であることを充分認識して慎重に工事を実施することをいいます。当課の担当者が立ち会う必要はありません。

②工事立会

工事実施中に埋蔵文化財が破壊されることがなかったことを確認するために、当課の担当者が立ち会います。造成工事等実際に掘削する日程について事前にお知らせいただき、工事立ち会いの日程を担当者と調整するようにお願いします。

③本発掘調査

埋蔵文化財が破壊または破壊に等しい影響がある場合に指示されます。事業者の方に発掘調査をおこなう調査主体者を選定・契約していただくことになりますが、だれもが発掘調査をおこなえるわけではありません。相応の発掘調査の知識を持つ調査主体者でなければ発掘調査は実施できません。事業者の方が選定できない場合は、当課と協議するようにお願いします。

また、発掘調査は開発事業地内の発掘調査だけでなく、出土した土器や石器等の遺物、発見された住居や墓等の遺構の整理作業、そしてその成果を広く国民に公表するための報告書の作成までを含みます。

5. 費用負担

埋蔵文化財包蔵地の状況を把握するための試掘調査(確認調査)、本発掘調査には相応の費用が生じます。試掘調査(確認調査)については市が負担しますが、本発掘調査については、開発工事がおこなわれることによる発掘調査の費用ですので、事業者の方に負担していただくことになります。ただし、個人専用住宅の建設等、費用負担を軽減できる場合があります。費用負担軽減の範囲等については、当課に確認してください。

大和市役所 健康・スポーツ部 文化振興課 市史・文化財係
〒242-8601
大和市下鶴間1-1-1
Tel 046-260-5225/FAX 046-263-2080
Email ke_bunka@city.yamato.lg.jp



届出書式等のダウンロードはこちらから

https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/2017/rekishi_bunkazai/kaihatsu_kenchiku/kaihatsu/4042.html

開発事業等に係る埋蔵文化財の取扱いの流れ

* 土木工事等で埋蔵文化財包蔵地内を発掘する場合には、必ず届出が必要です(文化財保護法第 93 条)

* 上記の届出の受付窓口は大和市文化振興課です(2 部提出、届出の宛先は「神奈川県教育委員会教育長」)

